

令和3年度

業務名 那覇港の経済効果に関する調査業務（R3）

特記仕様書

令和3年9月

那覇港管理組合
企画建設部みなと振興課

1. 業務概要

本業務は、那覇港の地域経済への貢献度について、那覇港の沖縄県に及ぼす経済効果を試算し、港湾運営の基礎資料とするとともに、那覇港に対する沖縄県民の理解を深め、港湾行政の円滑化を図ることを目的とするものである。

本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 経済効果に関するデータ収集・分析
- (3) 協議・報告
- (4) 報告書作成

2. 履行期限

契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。

3. 業務内容

大分類・中分類	小分類	規格	単位	数量	摘要
那覇港の経済効果に関する調査業務（R3）					
計画準備	目的及び内容を把握し、業務手順等に必要な事項の整理		式	1	
経済効果に関するデータ収集・分析	1 経済効果について、既存報告書など関連資料等によりデータの収集・分析を行う。		式	1	
	2 上記1について、新型コロナウイルスの影響等を受けなかった場合等のシナリオに基づく経済効果の作成・分析		式	1	
	3 那覇港総合物流センターの経済効果の作成・分析		式	1	
協議・報告	事前協議、中間報告、最終報告		式	1	
報告書作成	報告書の作成		式	1	

4. 業務仕様

4-1 計画準備

本業務を行うに当たって目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。

4-2 経済効果に関するデータ収集・分析

那覇港の経済効果について、前回の平成28年度調査の「那覇港の経済効果に関する調査業務」及び平成27年度沖縄県産業連関表を参考にデータ収集・分析等を行う。

また、新型コロナウイルスなどの外部環境等の影響を受けなかった場合等のシナリオに基づく那覇港の経済効果を作成し、分析を行う。

令和元年5月に稼働した那覇港総合物流センターの経済効果を作成し、分析を行う。

4-3 協議・報告

本業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ・協議を行う。

事前協議：計画準備段階

中間報告：中間打合せ（1回）

最終報告：報告書作成段階

4-4 報告書の作成

報告書を取りまとめ、作成する。報告書の作成にあたっては、検討内容・分析結果等について適切に整理するとともに、調査において入手したデータ、資料等についても併せてとりまとめることとする。

5. 成果物

本業務における成果物は、「電子納品」と「紙」によるものとする。

1) 電子納品とは、報告書、図面、写真、測定データ等全ての最終成果（以下「成果品」という。）を「土木設計業務等の電子納品要領（案）（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と協議するものとする。

2) 「成果品」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で1部提出しなければならない。
なお、「要領」に記載がない項目の電子化については、調査職員と協議の上決定するものとする。

3) 「紙」による報告書は原稿1式及び製本5部とし、図面については原図1式を提出しなければならない。
なお、報告書製本の体裁はA4版くるみ綴じ製本とし、図面は縮小A3版折込を標準とする。

4) 納入場所

那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合企画建設部みなと振興課

6. 検収

1) 本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. 一括再委託の禁止

1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2) 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。

- 3) 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 4) 第2項のなお書きの規定は、軽微な変更該当する時には適用しない。
- 5) 受注者は、第2項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる時は、第3項の軽微な業務を除き、あらかじめ複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面内容を変更する場合も同様とする。
- 6) 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合は、これに応じなければならない。

8. その他

- 1) 事業を実施するに当たっては、那覇港管理組合と協議して進めていくものとする。
- 2) 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業責任者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- 3) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。
- 4) 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、那覇港管理組合の許可なく他に流用してはならない。